

第39期定時株主総会 招集ご通知



開催概要

- 日時
2020年6月26日（金曜日）
午後1時30分（受付開始：午後0時30分）
- 場所
東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
- 書面又はインターネットによる議決権行使期限
2020年6月25日（木曜日）午後5時20分
※詳細は3～5ページをご覧ください。

決議事項

- 第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件
- 第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

日本アジア投資株式会社 証券コード 8518

当社ウェブサイト (<https://www.jaic-vc.co.jp/>)
でお知らせ致します

以下の情報は、郵送はせず、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

- ・本株主総会の決議通知
- ・本株主総会の質疑応答要旨
- ・中間期の株主通信（従来から内容を拡充し、2020年11月後半に掲載予定です。）

目次

株主の皆さまへ（トップメッセージ）	1
議決権行使についてのご案内	3
招集ご通知	6
株主総会参考書類	8
事業報告	14
連結計算書類・計算書類	43
監査報告	49
株主の皆さまへ（トピックス）	56

新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ

ご来場の株主様におかれましては、株主総会開催日時点の流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防及び拡散防止策にご配慮くださいますようお願い申し上げます。株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトでお知らせ致します。また、株主総会後の会社説明会は取り止め、会社説明の動画を上記当社ウェブサイトにて配信させていただきます。

経営理念

日本とアジアをつなぐ投資会社として、
少子高齢化が進む社会に安心・安全で
質と生産性の高い未来を創ります。



取締役会長
川俣 喜昭

代表取締役社長
下村 哲朗

第39期の業績

プロジェクトの売却益により5期連続の黒字を達成

第39期は、営業収益は12.8%増収の39億円、親会社株主に帰属する当期純利益は40.5%減益の3億円となりました。しかしながら、過年度の累積損失を補うには至らず、誠に遺憾ながら当期の配当は見送らせていただきます。

プライベートエクイティ (PE) 投資では、投資先企業4社が新規上場 (IPO) しました (⇒P56 トピックス1) が、売却時の株価は想定を下回りました。未上場株式の売却も、交渉過程で条件が悪化する案件や交渉が不成立となる案件がありました。その結果、株式の売却益は大幅な計画未達となりました。また、前期には他社が運営するファンドからの利益貢献がありましたが、第39期はこのような特殊要因がありませんでした。

プロジェクト (PJT) 投資では、メガソーラーPJTが順次売電を開始したことに加え、JAICソーラー2号ファンドの新設等により、7件のPJTを売却しました (⇒P56・57 トピックス2・3)。一方、運営中の植物工場は、2020年3月までに単月黒字化し第2号工場に投資をする計画でしたが、売上が想定水準に到達しませんでした。しかしながら、大口顧客を中心に販売先の開拓を進め、現在は2021年の3月末までの単月黒字化を目指しています。

中期経営計画の進捗状況

「バンカブル」な新規事業の創出と「戦略的投資」が進捗

第39期は3つの重点施策を掲げていました。1つ目は、再生可能エネルギー (再エネ) PJTへの投資額を増加することです。これに対し投資実績は10億円となりました。メガソーラーPJT4件に加え、バイオガス発電所に関連して、発電の原料となる廃棄物の中間処理施設の運営企業に投資を実行しました。

2つ目は、金融機関から負債性資金の調達が可能で「バンカブル」な新規事業を創出して、その事業のPJTだけでなくパートナー企業にも投資を行うことです。これに対し、障がい者向けグループホームと物流施設という2つの新規事業を創出し、これらを含めて事業のパートナー企業5社に、合計5億円の戦略的投資を実行しました (⇒P58 トピックス4)。

3つ目は、ファンドの設立とクロスボーダーM&A仲介事業を立ち上げることです。ファンドについては、地域の中堅中小企業の海外進出を地域金融機関と協業して支援するファンドを募集しました。M&Aについては、事業基盤となる海外のネットワークや国内上場企業との関係構築を進めました。今後、早期の事業立ち上げに向けて鋭意取り組んでまいります。

Top Message トップメッセージ

第40期（計画最終年度）の目標

既存PE投資資産の流動化に注力

中期経営計画では、PJT投資の積極的な実行と既存PE投資資産の早期流動化による、資産の入れ替えを目標としています。PJT投資では、再エネをはじめとして植物工場、高齢者向け施設、障がい者向け施設、物流施設など多様なプロジェクトに積極的に投資を進めています。PE投資においても、PJTのパートナー企業へ戦略的投資を行い、将来の収益源となる新たな資産の積み上げを進めています。一方、株式売却益の計画未達が続ぎ、これをメガソーラーPJTの売却益で補ってきたため、資産の入れ替えは目標通りに進んでおりません。

そこで、第40期は、引き続き既存PE投資資産の早期流動化を進めます。これまでにIPOが実現したもののロックアップ期間となっていた上場銘柄や、流動化が実現できずに終わった銘柄を含め未上場株式の流動化にも注力します。PJT投資では、物流施設等の短期（2～3年）での売却を前提と

した投資と、植物工場等の長期保有を前提とした投資を、組み合わせて行う方針です。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響により、投資先企業のIPOの延期や、売却時の株価低迷、資産の評価減に伴う損失等のリスクが想定されますが、現時点で顕在化している影響は限定的です。第40期の従来連結基準による業績見込は、上記のリスクが実際に業績に与える影響が限定的であるという前提で、投資資産の売却で収益を計上することにより、親会社株主に帰属する当期純利益1.8億円、ROE2.5%を確保することを掲げております。誠に遺憾ながら、中期経営計画で目標としていた親会社株主に帰属する当期純利益7億円、ROE9%を下回る見込みですが、前述の施策を実施することで、業績見込の達成に向けて鋭意努力してまいります（詳細P24）。

事業方針

PJT投資とフィー収入により収益基盤を盤石なものとしつつ、PE投資における超過収益力の拡大により、当社の企業価値の向上、株主価値の向上に繋げる

PJT投資

再生可能
エネルギー

スマートアグリ
(植物工場)

ディストリビュー
ションセンター
(物流倉庫)

ヘルスケア
(障がい者施設、
高齢者施設)

協業・支援

インカムゲイン
／キャピタルゲイン

PE投資

パートナー企業への戦略的投資

フィナンシャル投資

支援

キャピタルゲイン

フィー収入

M&A仲介

海外進出支援

事業拡大支援

ファンド
事務受託

フィー収入

議決権行使についてのご案内

議決権は次の3つの方法によりご行使いただくことができます。

1

出席



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時

2020年6月26日（金曜日）
午後1時30分（受付開始：午後0時30分）

場所

住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

2

郵送



同封の議決権行使書用紙に**議案に対する賛否**をご表示の上、
行使期限までに到着するようにご返送ください。

行使期限

2020年6月25日（木曜日）
午後5時20分到着分

早期投函のお願い：
行使期限後に到着する議決権行使書が多数あります。
お早めにご投函ください。

3

インターネット



4ページ～5ページのご案内をご参照の上、行使期限
までに**賛否**をご入力ください。スマートフォン・携帯電話からもご利用できます。

行使期限

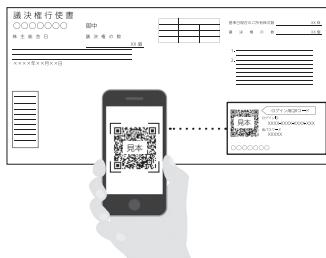
2020年6月25日（木曜日）
午後5時20分

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

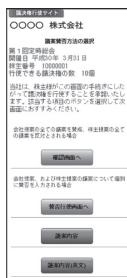
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙（右側）に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。



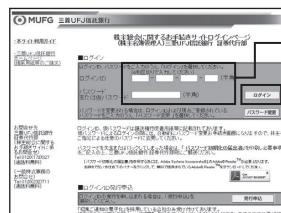
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使サイトにアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリック



「ログインID・仮パスワード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 新しいパスワードを登録する



「新しいパスワード」を入力

「送信」をクリック

- 4 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク

0120-173-027

(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

インターネットによる議決権行使のご利用上の注意点

インターネットによる議決権行使に際しては、以下の事項をご了承の上、ご行使ください。
なお、ご不明な点等は、下記のヘルプデスクへお問い合わせください。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
電話 0120-173-027
(通話料無料/受付時間 午前9時～午後9時)

1 議決権行使サイトについて

- ① インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。ただし、毎日午前2時から午前5時までは取扱いを休止させていただきます。
- ② パソコン、スマートフォン又は携帯電話による議決権行使は、株主様のインターネット利用環境やご使用の機種によっては、ご利用できない場合もございます。

※ 「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.、「Yahoo!ケータイ」はソフトバンク(株)の商標、登録商標又はサービス名です。

2 議決権行使の方法について

- ① 前ページのご案内に沿って、議決権をご行使ください。
- ② 「ログインID・仮パスワードを入力する方法」を選択された場合には、株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。
- ③ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知致します。

3 重複して議決権を行使された場合のお取扱い

- ① インターネットと郵送により重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効と致します。
- ② インターネットによって複数回議決権を行使された場合は、最後に行われた議決権行使の内容を有効と致します。またパソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行われた議決権行使の内容を有効と致します。

4 その他

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用にかかる料金が発生しますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

株主各位

証券コード 8518
2020年6月8日

東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

日本アジア投資株式会社

代表取締役社長 下村哲朗

第39期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第39期定時株主総会を下記のとおり開催致しますのでご通知申し上げます。後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権は、当日のご出席以外にも、書面又はインターネットによって事前に行使することができます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年6月25日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご送付いただくか、4ページから5ページまでに記載のご案内をご参照の上、インターネットにより2020年6月25日（木曜日）午後5時20分までに、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

敬 具

記

1 日 時	2020年6月26日（金曜日）午後1時30分（受付開始 午後0時30分）
2 場 所	東京都千代田区九段北1-8-10 住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段 (末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3 目的事項	<p>報告事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 <p>決議事項</p> <p>第1号議案 取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件</p> <p>第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件</p>
4 招集にあたっての決定事項	3ページから5ページまでの議決権行使についてのご案内をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本書面には記載しておりません。
 - ①連結計算書類の連結注記表
 - ②計算書類の個別注記表
 なお、上記の連結注記表及び個別注記表は、本書面に記載の各書類と合わせて、連結計算書類及び計算書類の一部として会計監査人及び監査等委員会の監査を受けております。
- 事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類の記載事項に修正が生じた場合は、修正内容をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせ致します。
- 本総会の決議結果につきましては、株主総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することによりお知らせ致します。
- インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.jaic-vc.co.jp/>)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員であるものを除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員であるものを除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について監査等委員会において検討がなされた結果、異論はございませんでした。また、第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の監査等委員でない取締役の報酬等についても検討がなされた結果、報酬の水準及び報酬体系に異論はございませんでした。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	候補者属性	取締役会出席状況
1	かわ また よし あき 川 俣 喜 昭	取締役会長	再任 社外 独立	17/17回
2	しも むら てつ ろう 下 村 哲 朗	代表取締役社長	再任	17/17回
3	はっ た まさ ふみ 八 田 正 史	常務執行役員 投資グループ管掌	再任	12/12回 (注)

(注) 八田正史氏の取締役会出席状況は、2019年6月26日付の当社取締役就任以降に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 50px; margin: 0 auto;">再任</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 50px; margin: 5px auto;">社外</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 50px; margin: 5px auto;">独立</div> </div> <p style="text-align: center;"> <small>かわまた よしあき</small> 川俣 喜昭 <small>(1950年5月30日生)</small> </p> <p style="text-align: center;"> <small>取締役会出席状況</small> <small>17/17回</small> </p>	<p>1973年 4月 (株)三和銀行（現 (株)三菱UFJ銀行） 入行</p> <p>2006年 1月 (株)三菱東京UFJ銀行（現 (株)三菱UFJ銀行） 常務執行役員 国際部門副部門長</p> <p>2008年 4月 同 専務執行役員 米州本部長</p> <p>2010年 5月 同 専務執行役員 米州本部長 兼 モルガン・スタンレーMUFG証券(株) 取締役会長</p> <p>2010年 6月 (株)三菱東京UFJ銀行（現 (株)三菱UFJ銀行） 退社</p> <p>2016年 6月 モルガン・スタンレーMUFG証券(株) 取締役会長 退任</p> <p>2016年 6月 マニユライフ生命保険(株) 社外取締役（現任）</p> <p>2016年 6月 三信(株) 社外監査役</p> <p>2017年 4月 当社 顧問</p> <p>2017年 6月 同 社外取締役 取締役会長（現任） （現在に至る）</p> <p style="text-align: center;">（重要な兼職の状況） マニユライフ生命保険(株) 社外取締役</p>	一株
<p><社外取締役候補者とした理由></p> <p>現在当社の取締役会議長として、取締役会の議論を活性化させ議案審議の実効性を強化しています。今後も、企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性の見地から適切な提言をいただくこと、及び本総会終了後の取締役会での決議を条件として、引き続き取締役会の議長として取締役会での議論をより活性化させることを期待して社外取締役として選任をお願いするものです。</p>			
2	<div style="text-align: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: 50px; margin: 0 auto;">再任</div> </div> <p style="text-align: center;"> <small>しもむら てつろう</small> 下村 哲朗 <small>(1955年5月26日生)</small> </p> <p style="text-align: center;"> <small>取締役会出席状況</small> <small>17/17回</small> </p>	<p>1978年 4月 (株)東京銀行（現 (株)三菱UFJ銀行） 入行</p> <p>2004年 4月 (株)東京三菱銀行（現 (株)三菱UFJ銀行） 横浜駅前支社長</p> <p>2006年 1月 (株)三菱東京UFJ銀行（現 (株)三菱UFJ銀行） アジア本部中国部長</p> <p>2008年 2月 当社入社</p> <p>2008年 7月 同 執行役員 海外業務中華圏担当兼財務担当</p> <p>2009年 4月 同 執行役員 財務グループ担当</p> <p>2009年 6月 同 取締役 財務/ポートフォリオ管理/RMグループ管掌</p> <p>2011年10月 同 常務取締役 経営管理本部長</p> <p>2015年 4月 同 常務取締役 管理グループ/新エネルギー投資グループ管掌</p> <p>2016年 4月 同 常務取締役 管理グループ/新エネルギー投資グループ/投資企画グループ管掌</p> <p>2017年 6月 同 代表取締役社長 証券市場室管掌</p> <p>2018年 1月 同 代表取締役社長 投資グループ/証券市場室管掌</p> <p>2018年 4月 同 代表取締役社長 証券市場室管掌（現任） （現在に至る）</p>	900株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>前職からの豊富な人脈や海外での業務経験、当社における経営管理業務の経験、再生可能エネルギー投資事業を立ち上げた実績及び代表取締役社長としてのリーダーシップなどを勘案して取締役候補者となりました。本総会終了後の取締役会での決議を条件として、引き続き代表取締役社長として、これらの経験や知識を活用して当社の経営戦略等の立案や業務の執行を行い、当社の企業価値を向上させることを期待して選任をお願いするものです。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;">再任</div> <p>はった まさふみ 八田 正史 (1974年5月3日生)</p> <p>取締役会出席状況 12/12回</p>	<p>1998年 4月 当社入社</p> <p>2006年 4月 同 大阪投資第1チーム ゼネラルマネージャー</p> <p>2010年 4月 同 大阪支店長</p> <p>2012年11月 同 インフラ・環境・新エネルギー事業部開設準備室長</p> <p>2013年 4月 同 企画グループディレクター</p> <p>2015年 4月 同 執行役員 新エネルギー投資グループ管掌</p> <p>2019年 6月 同 取締役 執行役員 新エネルギー投資グループ管掌</p> <p>2020年 4月 同 取締役 常務執行役員 投資グループ管掌（現任） （現在に至る）</p>	3,300株
	<p><取締役候補者とした理由></p> <p>当社に入社以来ベンチャー投資において経験と実績を積み、そこで培ったネットワークと知見を活かしメガソーラー等のプロジェクトへの投資で成功し、近年の当社の業績安定化に大きく貢献しています。現在は、新たなプロジェクト投資分野の開拓による事業の多角化に向けて取り組んでいます。このような実績を勘案して、取締役として十分な実績と能力を有するものと判断して取締役候補者となりました。今後は、投資業務全般を統括するとともに社長を補佐する業務の執行を行うことで、当社の企業価値を向上させることを期待して選任をお願いするものです。</p>		

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 川俣喜昭氏は社外取締役候補者であります。
3. 川俣喜昭氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年となります。
4. 当社は、川俣喜昭氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく同氏の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。また、同氏の再任が承認された場合には、当該契約を継続する予定であります。
5. 川俣喜昭氏は、12ページ及び13ページに記載の当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。また、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
6. 八田正史氏の取締役会出席状況は、2019年6月26日付の当社取締役就任以降に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

第2号議案**補欠の監査等委員である取締役1名選任の件**

監査等委員が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について監査等委員である取締役各氏において検討がなされた結果、異論はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
<div style="text-align: center;"> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px; width: 60px; margin: 0 auto;">社外</div> <div style="background-color: #ccc; color: #333; padding: 5px; width: 60px; margin: 5px auto;">独立</div> <div style="text-align: center;"> <small>くどう けん</small> 工藤 研 <small>(1965年4月23日生)</small> </div> </div>	1996年 4月 江守・川森・瀧美法律事務所入所 2000年12月 東京グリーン法律事務所開設 弁護士 (現任) 2006年 4月 当社 社外監査役 2015年 6月 同 社外監査役 退任 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 東京グリーン法律事務所 弁護士	一株

<補欠の監査等委員候補者 (社外取締役候補者) としての理由>

過去に社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した事実はございませんが、企業法務に精通し、弁護士の立場から法律分野における豊かな経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性及び適正性を確保するための助言・提言を望めるため選任をお願いするものです。

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 東京グリーン法律事務所と当社との間には契約関係はありません。
 3. 工藤研氏は、補欠の監査等委員候補者 (社外取締役候補者) であります。
 4. 当社は、工藤研氏が監査等委員である取締役に就任した場合、同氏の間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結する予定です。当該契約に基づく同氏の責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となります。
 5. 工藤研氏は、12ページ及び13ページに記載の当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしており、当社は、同氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。

以 上

(ご 参 考)

社外取締役の独立性に関する基準

当社の取締役会は、当社の社外取締役の独立性を次のとおり定め、これらをすべて満たす者を独立性ありと判断しています。また、取締役会は、独立社外取締役の候補者を選定する際には、当社の定める取締役の指名基準に従い、取締役会における率直・活発で建設的な議論への貢献が期待できる人物を指名するよう努めます。

(1) 当社グループとの関係

当社グループ（注1）の、業務執行取締役、執行役員、または使用人ではないこと。

(2) 主要株主としての関係

以下のいずれにも該当しないこと。

① 当社の主要株主（注2）、または、当社の現在の主要株主である法人等の業務執行者（注3）

② 当社グループが現在主要株主である他の会社の業務執行者

(3) 取引先としての関係

以下のいずれにも該当しないこと。

① 当社グループの主要な（注4）取引先である者、または、現在の主要な取引先である法人等の業務執行者

② 当社グループを主要な（注5）取引先とする者、または、現在主要な取引先とする法人等の業務執行者

③ 当社グループから、役員報酬以外に、多額の（注6）金銭その他の財産を得ている、弁護士、公認会計士または税理士その他のコンサルタント、または、当該多額の金銭その他の財産を得ている法人等に所属する者

④ 当社グループから多額の（注7）寄付を受けている者、または、当該多額の寄付を受けている法人等の業務執行者

(4) 監査法人

現在当社グループを担当している監査法人のパートナー、または、パートナーではない所属者で、かつ、当社グループに関する業務を実際に担当している公認会計士ではないこと。

(5) 相互就任関係

当社グループの業務執行者を社外取締役、または社外監査役としている会社に所属する業務執行者ではないこと。

(6) 過去該当者の取扱い

上記 (1) については過去10年間（非業務執行者である期間がある場合は、その期間は除く。）、(2) から (5) については過去5年間該当していないこと。

(7) 近親者の取扱い

本人の配偶者または二親等内の親族若しくは生計を一にする者が、次のいずれにも該当しないこと。ただし、重要（注8）でない者は除く。

①現在または過去5年間に於いて、上記（1）に該当する者

②現在、上記（2）から（5）に該当する者

(8) その他、当社の一般株主全体との間で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物であること。

（注1）当社または当社の現在の子会社（子会社に該当するファンドも含む）。

（注2）総議決権の10%以上を直接または間接に保有する株主。

（注3）業務執行取締役、執行役、理事、執行役員、またはこれらに準じる者、及び使用人。

（注4）・当社グループから取引先に対する売上高が、当社グループの過去3事業年度の平均で、当社グループの直近事業年度における連結営業収益の2%以上。

・当社グループの取引先からの借入残高またはファンド出資受入残高が、当社グループの直近事業年度において、当社グループの直近事業年度における連結総資産の2%以上。

（注5）・取引先から当社グループに対する売上高が、取引先の直近事業年度において、取引先の直近事業年度における連結営業収益の2%以上。

・取引先の当社グループからの借入残高、社債受入残高、またはファンド出資受入残高が、取引先の直近事業年度において、取引先の直近事業年度における連結総資産の2%以上。

（注6）当社グループの過去3事業年度の平均で、個人の場合は年間10百万円以上、法人等の場合は法人等の直近事業年度における連結売上高の2%以上の金額。

（注7）当社グループの過去3事業年度の平均で、年間10百万円以上、または法人等の直近事業年度における連結売上高の2%以上の金額。

（注8）業務執行取締役、執行役、執行役員及び部長職以上の上級管理職である使用人。

以 上

提供書面

事業報告 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（2019年4月1日～2020年3月31日）の当社グループの事業の経過及び成果は、営業収益3,950百万円（前連結会計年度比12.8%増）、営業総利益1,993百万円（同24.0%増）、営業利益716百万円（同143.6%増）、経常利益441百万円（同7,509.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益343百万円（同40.5%減）となりました。その内訳や背景となる営業活動の状況は、次のとおりです。

イ. 経営成績の内訳

(a) 営業収益・営業原価内訳

(単位：百万円)

	当連結会計年度 2019年4月1日～ 2020年3月31日
営業収益合計 (A)	3,950
うち 管理運営報酬等	134
うち 営業投資有価証券売却高 (B)	2,768
うち 組合持分利益等	1,028
うち その他営業収益	19
営業原価合計 (C)	1,956
うち 営業投資有価証券売却原価 (D)	1,051
うち 営業投資有価証券評価損・投資損失引当金繰入額 合計 (E)	283
うち 組合持分損失等	617
うち その他営業原価	5
営業総利益 (A) - (C)	1,993
実現キャピタルゲイン (B) - (D)	1,717
投資損益 (B) - (D) - (E)	1,434

(管理運営報酬等)

投資事業組合等の管理運営報酬等は、前連結会計年度に比べ減少し、134百万円（前連結会計年度比12.0%減）となりました。主な減少要因は、前連結会計年度中に清算したファンドや報酬体系の変更に伴い報酬額が減少したファンドがあったことです。

(投資損益)

営業投資有価証券の売却高は、前連結会計年度から増加して2,768百万円（同45.9%増）となりました。これに伴い、売却高から売却原価を差し引いた実現キャピタルゲインも前連結会計年度から増加して1,717百万円（同34.1%増）となりました。

プライベートエクイティ投資では、前連結会計年度に比べて投資倍率の高い上場株式の売却が減少したことや、投資金額が多額な未上場株式について流動化を優先して売却を実行し売却損を計上したことにより、営業投資有価証券売却高は増加したものの、実現キャピタルゲインは前連結会計年度並みとなりました。一方、プロジェクト投資では、プロジェクトの売却件数が前連結会計年度の4件から当連結会計年度は7件へと増加したことにより、営業投資有価証券売却高及び実現キャピタルゲインが前連結会計年度から増加しました。

営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額の合計は、前連結会計年度から減少し283百万円（同60.2%減）となりました。前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、投資資産のうち売却見込額が投資額を下回ることとなった銘柄に対して損失を計上しています。前連結会計年度は、投資期間が長期に亘る海外の投資先企業で投資金額が多額な銘柄に対して損失を計上しました。一方、当連結会計年度は、国内外において投資金額がより少額な銘柄への計上となったため損失額が減少しました。

以上の結果、実現キャピタルゲインから営業投資有価証券評価損及び投資損失引当金繰入額の合計を控除した投資損益は、前連結会計年度から増加して1,434百万円の利益（同151.3%増）となりました。

(組合持分利益等)

営業収益のうち組合持分利益等には、当社グループが運営するプロジェクトの売電収益及び野菜の販売額、他社が運営するプロジェクトの持分利益（売電収益を源泉としたプロジェクトの純利益や、プロジェクトの売却益）、他社が運営するプライベートエクイティファンドの持分利益、利息・配当収入、及びその他の収益が含まれています。

当連結会計年度の組合持分利益等の合計額は、前連結会計年度から減少し1,028百万円（同27.5%減）となりました。このうち、当社グループが運営するプロジェクトの売電収益や野菜の販売額が914百万円（同15.0%減）を占めます。売却したプロジェクトからの売電収益の減少を新規に稼働したプロジェクトで補うことができず、前連結会計年度から減少しました。加えて、他社が運営するプライベートエクイティファンドの持分利益については、ファンドで発生した株式の売却益が減少したため、前連結会計年度から減少し59百万円（同81.2%減）となりました。

(組合持分損失等)

営業原価のうち組合持分損失等には、当社グループが運営するプロジェクトの売電原価及び野菜の製造原価、他社が運営するプロジェクトの持分損失（建設中のプロジェクトのコスト等）、及び他社が運営するプライベートエクイティファンドの持分損失等が含まれています。

当連結会計年度の組合持分損失等の合計額は617百万円（同9.7%増）となり、前連結会計年度から増加しました。このうち、当社グループが運営するプロジェクトの売電原価及び野菜の製造原価が583百万円（同14.3%増）を占めます。前連結会計年度に比べて植物工場における野菜の製造原価が増加しました。

以上の結果、営業収益は3,950百万円（同12.8%増）、営業原価は1,956百万円（同3.3%増）、営業総利益は1,993百万円（同24.0%増）となりました。

(b) 販売費及び一般管理費、営業損益

販売費及び一般管理費の合計額は、前連結会計年度に比べ減少し1,277百万円（同2.8%減）となりました。主な減少要因は、人件費や事務委託費の削減を進めたことです。

これらの結果、営業利益は前連結会計年度から増加し716百万円（同143.6%増）となりました。

(c) 営業外損益及び経常損益

営業外収益は、前連結会計年度から減少し32百万円（同66.9%減）となりました。主な要因は、外貨建て投資資産の回収時に発生する為替差益の減少です。

営業外費用は、前連結会計年度から減少し307百万円（同20.3%減）となりました。主な要因は支払利息の減少です。当社単体の借入金を圧縮していることに加え、売却したプロジェクト分が減少しました。

これらの結果、経常利益は441百万円（同7,509.0%増）となりました。

(d) 特別損益及び親会社株主に帰属する当期純損益

(特別損益)

当社は、資産の入替を促進するという中期経営計画に基づき、営業投資資産以外の資産についても積極的に早期の流動化を進めています。

そのような中、特別利益は、前連結会計年度においては、投資有価証券の償還益425百万円や関係会社株式売却益226百万円が発生したこと等から、合計で723百万円でした。一方、当連結会計年度においては、投資有価証券売却益173百万円が発生したこと等により、合計で189百万円（同73.9%減）となりました。

特別損失は、前連結会計年度においては、関係会社整理損失引当金63百万円を繰り入れたこと等から合計で171百万円でした。一方、当連結会計年度においては、投資有価証券償還損が発生したのみとなり、合計で2百万円（同98.8%減）となりました。

これらの結果、税金等調整前当期純利益は、前連結会計年度から増加し628百万円（同12.7%増）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純損益)

法人税等合計については、主に子会社において23百万円(同26.4%増)発生しました。なお、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに、税効果会計については保守的に見積もっており繰延税金資産を計上しておりません。また、非支配株主に帰属する当期純損益については、当社グループが運営するファンドやプロジェクトの損益のうち、当社グループ以外の出資者に帰属する部分が計上されています。当連結会計年度においては、これらのファンドやプロジェクトで利益が発生したため、261百万円の利益(前連結会計年度38百万円の損失)となりました。

以上の結果、親会社株主に帰属する当期純利益は343百万円(前連結会計年度比40.5%減)となりました。

なお、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したものの、過年度からの累積損失を解消するには至らなかったため、当連結会計年度におきましては、誠に遺憾ながら無配とさせていただきます所存です。

ロ. 営業活動の状況

(a) 投資の状況

当社グループによる自己勘定、当社グループが運営の任にある又は運営の為に必要な情報の提供を行っているファンド、及び当社グループが運営に関わらない当社以外の第三者が運営するファンドのうち投資対象が特定されているもの等による投資実行額及び投資残高は、投資実行額は、前連結会計年度から減少し総計で22社、3,374百万円(前連結会計年度比10.0%減)となりました。一方、投資残高は、当連結会計年度末において130社、15,101百万円(前連結会計年度末134社、13,951百万円)と前連結会計年度末から増加しました。

プライベートエクイティ投資については、原則として、当社の自己資金を用いる場合は、経営理念に従った事業テーマに基づきプロジェクト投資のパートナー企業に対して選別的に戦略的投資を行っています。また、ファンドの資金を用いる場合は、ファンドの投資方針に基づいて投資を行っています。

当連結会計年度は、主に当社の自己資金を用いて国内で戦略的投資を積極的に行ったため、投資実行額は前連結会計年度から増加し12社、1,224百万円(前連結会計年度比795.3%増)となりました。投資残高については、株式の売却を進めた一方で投資実行額が増加したことから、前連結会計年度末と同程度の8,405百万円(前連結会計年度末8,437百万円)となりました。

プロジェクト投資の投資実行額は、前連結会計年度から減少し10件、2,150百万円(前連結会計年度比40.5%減)となりました。主な減少要因は、前連結会計年度に比べ投資したメガソーラープロジェクトが小型だったことです。再生可能エネルギープロジェクトのうち、メガソーラープロジェクトでは新規案件3件、既存案件1件へ投資を行いました。加えて、植物工場への追加投資や、バイオガス発電所の原料となる廃棄物の中間処理施設のおペレーターへの新規投資を実行したほか、高齢者向け施設のプロジェクトに新規投資を行いました。また、新たなプロジェクト投資の分野として、国内の物流施設の建設プロジェクトや商業ビルの運営プロジェクトにも投資を行いました。

プロジェクトの売却については、前連結会計年度は未稼働のものを含め4件、合計8.2MWのメガソーラープロジェクトを売却又は回収しました。また、当連結会計年度は、稼働済みのメガソーラープロジェクト7件、合計16.5MWを売却しました。

そのうち6件、合計14.2MWは、当社グループが運営するJAICソーラー2号投資事業有限責任組合へ譲渡したものであるため、前述の投資残高の件数及び金額には引き続き含まれています。その結果、投資残高は前連結会計年度末から増加し6,696百万円（前連結会計年度末5,514百万円）となりました。

なお、当連結会計年度末現在において投資を行っているメガソーラープロジェクト（JAICソーラー2号投資事業有限責任組合からの投資も含む）は、売却や回収した案件を除き、合計で25件、97.5MWとなりました。このうち、当社が出資した持分に帰属する部分は45.2MWです。また、メガソーラー以外の再生可能エネルギープロジェクトに対する投資実績は、木質バイオマス発電プロジェクトが1件、2.0MW、バイオガス発電プロジェクトが2件、1.6MW、風力発電プロジェクトが1件、最大25.2MWです。

（b）IPO（新規上場）の状況

当社グループの投資先企業の中からIPOを果たした企業は、国内3社、海外1社、合計4社となりました。初値倍率は国内5.2倍、海外8.6倍（前連結会計年度 国内9.7倍）となりました。

（c）ファンドの状況

当連結会計年度末における当社グループが管理、運用又は投資情報の提供を行っているファンドの運用残高は、11ファンド、17,390百万円（前連結会計年度末10ファンド、16,494百万円）となりました。

当連結会計年度においては、稼働済みメガソーラープロジェクトを投資対象とする「JAICソーラー2号投資事業有限責任組合」を設立しました。一方で、為替の変動による運用残高の減少が発生しました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度においては、5,776百万円の設備投資を実施しました。その主なものは、プロジェクト投資におけるメガソーラー発電所の建設等であります。また、当連結会計年度において4,352百万円のメガソーラー発電所等の売却を実施しております。

③ 資金調達の状況

当社グループが運営するプロジェクトにおいてプロジェクトファイナンスによる新規調達を行った一方で、当社単体の借入金の返済による減少やプロジェクトの売却に伴いプロジェクトファイナンスの残高が減少したため、当連結会計年度末の借入金と社債の残高は合計で17,334百万円（前連結会計年度末 19,552百万円）となりました。このうち、当社単体の金融機関からの借入額は8,166百万円（同 9,784百万円）です。残額は、当社グループが運営するプロジェクトにおけるプロジェクトファイナンスと社債の残高9,167百万円（同 9,768百万円）です。

当社単体の借入金については、当連結会計年度中に1,617百万円を返済したため、前連結会計年度末から減少しました。また、2020年4月には、追加で513百万円を返済し、その残高を7,653百万円に圧縮しています。今後も当社単体の借入額は引き続き圧縮してまいります。他方、当社グループの運営するプロジェクトにおけるプロジェクトファイナンスは、プロジェクトの資産や収益のみを返済原資としているため、当社グループの財務健全性には影響を与えません。そのため、当社は、今後も当社グループの運営する再生可能エネルギー等の多様なプロジェクトにおいて、プロジェクトファイナンスによる資金調達を拡大することでレバレッジを効かせた投資を行い、財務健全性を損ねることなく収益性を高めていく方針です。

なお、上記の当社単体の金融機関からの借入金は、前年と同様、融資期間が2020年7月31日までの1年間であり、期限の到来に当たり新たな返済計画について全取引金融機関と協議中です。この新たな返済計画においても融資期間は1年間であり、返済期限を2021年7月31日としています。

また、当社グループが当連結会計年度末に保有する現金及び預金については、前連結会計年度末から減少し4,520百万円（同 7,108百万円）となりました。主な減少要因は、借入金の返済、及び、期中に売却したプロジェクトの保有していた預金が除外されたためです。なお、当該金額には、当社グループの運営するファンドに帰属する預金が含まれています。これらは各ファンドの組合契約に従い運用しなければならない資金であり、当社グループに帰属する資金と明確に分別して管理しています。当社グループに帰属する資金は、このうちの2,723百万円（同 4,082百万円）となります。加えて、当社グループが展開するプライベートエクイティ投資はその事業特性上株式市場等の変動要因による影響が極めて大きく、加えて昨今の変動の激しい環境下においては合理的な業績予想が困難な事業です。そのため、プライベートエクイティ投資からの資金回収額が大きく下振れることも想定されます。そのような状況の中、経費や利息の支払い及び借入金の返済だけでなく、将来の成長に向けた投資を確実にを行うために、当社グループは常に一定の現預金残高を保有する必要があります。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

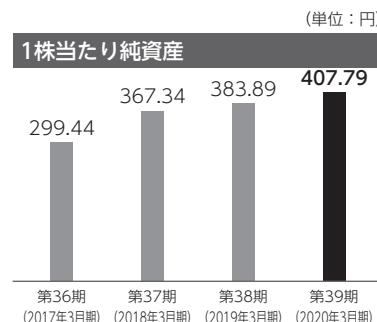
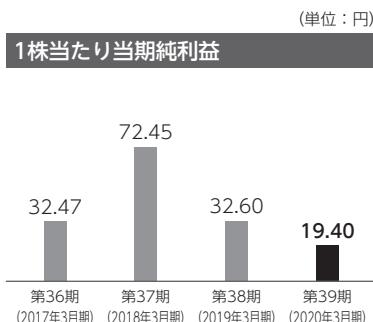
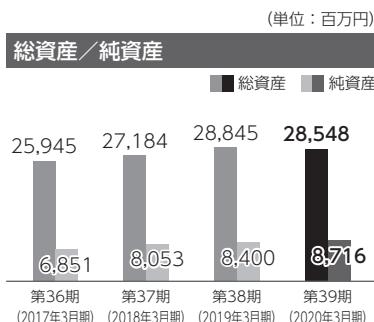
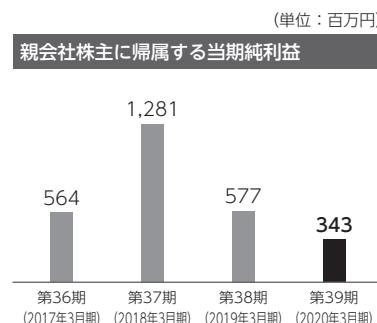
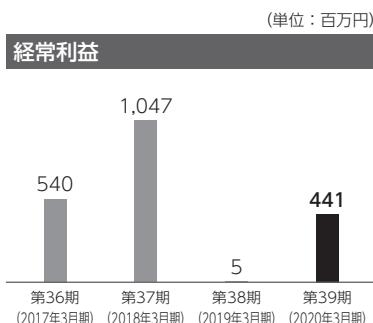
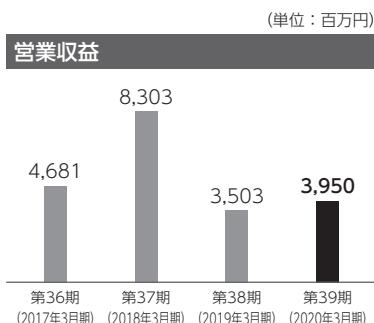
⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況



		第36期 (2017年3月期)	第37期 (2018年3月期)	第38期 (2019年3月期)	第39期 (当連結会計年度 (2020年3月期))
営業収益	(百万円)	4,681	8,303	3,503	3,950
経常利益	(百万円)	540	1,047	5	441
親会社株主に帰属する当期純利益	(百万円)	564	1,281	577	343
1株当たり当期純利益	(円)	32.47	72.45	32.60	19.40
総資産	(百万円)	25,945	27,184	28,845	28,548
純資産	(百万円)	6,851	8,053	8,400	8,716
1株当たり純資産	(円)	299.44	367.34	383.89	407.79

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数（自己株式控除後）により計算しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況 (2020年3月31日現在)

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
ジャイク事務サービス株式会社	10百万円	100%	投資事業組合等の管理事務
JAICシードキャピタル株式会社	40百万円	100%	シード投資に特化した投資事業及び投資先企業に対する経営支援活動
日亜投資諮詢（上海）有限公司	3百万米ドル	100%	当社グループへの投資情報の提供及び投資先企業に対する経営支援活動
蘇州日亜創業投資管理有限公司	1百万中国人民币元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
瀋陽日亜創業投資管理有限公司	1百万中国人民币元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
日亜（天津）創業投資管理有限公司	2百万中国人民币元	100%	当社グループの出資するファンドの管理運営
投資事業組合等23ファンド	—	—	投資業務

- (注) 1. 投資事業組合等につきましては、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 2006年9月8日公表 実務対応報告第20号）の適用に伴い、連結子会社となっております。
2. 投資事業組合等以外の子会社については、資本金や純資産が一定額以上の子会社又は人員が駐在する子会社であり、かつ、継続保有方針である会社を重要な子会社として記載しております。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、対処すべき課題及び今後の経営戦略について以下のように考えております。

①中期経営計画の進捗状況

イ. 計画の背景となる課題

当社は、次の3つの課題を改善するために、2019年3月期から2021年3月期までの3年間の中期経営計画を策定しました。1つ目の課題は、収益の大半をベンチャー投資のキャピタルゲインに依存しているため収益構造が不安定なこと、2つ目は、回収の不確実性が高いプライベートエクイティ投資資産の残高の一部を借入金で調達した資金で賄っているため財務健全性が低いこと、3つ目は、返済優先の財務対応により収益償還力を超えた返済を継続してきているため十分な投資資金が確保できないことです。

ロ. 計画の概要

当中期経営計画では、これらの課題の解決策として資産の入れ替えを進める方針です。具体的には、既存のプライベートエクイティ投資資産の大半を3年間で売却し、売却によって得た資金で、再生可能エネルギー等のプロジェクト投資や、「企業への投資」と「プロジェクト（事業）への投資」を組み合わせる「戦略的投資」を行い、その投資残高を積上げる計画です。その結果、流動性の高い資産へと入れ替えが進むとともに、プロジェクト資産の含み益、つまりは将来の安定収益を積上げることができそうです。

また、当社の強みや外部環境を考慮した結果、再生可能エネルギー、スマートアグリ（植物工場等）、ヘルスケア（介護・医療）の3つを事業テーマに選定しました。この他にも、金融機関からの負債性資金が調達可能な新規事業を創出する計画です。

ハ. 2020年3月期末（計画期間2年目）までの進捗状況

プライベートエクイティ投資では、既存資産の売却は投資先企業の新規上場（IPO）や売却交渉が計画どおりに進まず、大幅な未達となりました。一方、想定よりも早期に、他社の運営するファンドの回収が利益貢献を伴って進みました。また、営業外の資産の流動化も前倒しで促進しその売却益を積上げました。戦略的投資については、投資対象の発掘が順調に進み5社に投資実行しました。ファンドの設立については、株式会社あおぞら銀行との合弁会社が運営する事業承継ファンドが計画どおり30億円にファンド総額を増額したほか、地域金融機関との協業により地域企業のアジア進出を支援するファンドの募集活動を行いました。

プロジェクト投資では、再生可能エネルギープロジェクトの新規投資の実行は順調に進みましたが、プライベートエクイティ投資の売却下振れを補うためにメガソーラープロジェクトを売却したため、投資残高の増加は遅れています。また、スマートアグリプロジェクトでは、植物工場の第1号案件が2019年3月に操業を開始しました。2020年3月末までの黒字化を目指していましたが、想定していた水準まで売上を伸ばすことが出来ず、現在は2021年の3月末までの単月黒字化を目指しています。ヘルスケアプロジェクトについては、高齢者向け施設へ投資を行ったほか、新たに、障がい者向け施設への投資を開始し3件のプロジェクトを手掛けました。加えて、新規事業として、ディストリビューションセンター（物流施設）プロジェクトを立ち上げ、2件に投資を実行しました。

②2021年3月期（計画期間最終年度）の事業方針

イ. プライベートエクイティ投資

計画2年目までは株式の売却が大きく下振れしましたが、既存投資資産の売却による資金や収益の獲得は引き続き重要な施策であり、2021年3月期も株式の売却益の獲得に鋭意注力します。しかしながら、株式の売却はその事業特性上株式市場や経済環境の動向に大きく左右されるため、その変動をコントロールすることは困難です。そのため、株式売却益が下振れした場合には、計画2年目までと同様に、プロジェクトの売却により一部を補完します。

ファンドについては、地域金融機関との協業により地域企業のアジア進出を支援するファンドを、これまで募集活動を行ってきた成果として設立します。また、クロスボーダーのM&Aの仲介業務では早期の成約を目指します。新規の投資については、引き続き、金融機関からの負債性資金が調達可能な新規事業を創出し、その事業のプロジェクトへの投資だけでなく、パートナー企業への投資も行います。また、既存の戦略的投資先の成長支援やIPOによる投資回収に向けて取り組みます。

ロ. プロジェクト投資

これまでプロジェクト投資は、投資後に長期保有しプロジェクトからの安定収益を将来に亘り確保する目的で行っていましたが、しかしながら、売却したメガソーラープロジェクトに替わる資産を積み上げそこからの収益をより早期に獲得するために、今後は投資後に短期間（2～3年）で売却益を得る目的の投資を増加させます。具体的には、再生可能エネルギープロジェクトのうち一部のメガソーラープロジェクトや、ヘルスケアプロジェクトのうち高齢者向け施設への投資、及びディストリビューションセンタープロジェクトは、発電所や施設が完成した後に売却することを前提とした投資を行います。資金を短期間で回転させることで、利益やキャッシュフローを獲得する方針です。一方で、スマートアグリプロジェクトやヘルスケアプロジェクトのうち障がい者向け施設への投資、また、再生可能エネルギープロジェクトのうちバイオマスやバイオガスプロジェクトについては、引き続き長期保有目的での投資を行います。収益機会を長期安定収益、短期的収益に区別し、最適な組み合わせを行うことでサステナビリティのある収益構造を構築する計画です。

また、スマートアグリプロジェクトについては、第1号工場の黒字化に目途を付けた後に、第2号工場への投資を行う方針です。

ハ. 新型コロナウイルス感染症の影響

現段階において想定される新型コロナウイルス感染症のリスクは以下のとおりです。なお、これらのリスクのうち、現在顕在化しているものは限定的であります。

(a) 上場株式の売却における想定されるリスク

株式市場の低迷による売却株価の低下や投資先のIPOの延期が生じるリスクがあります。

(b) 未上場株式の売却における想定されるリスク

経済環境の悪化により買手の資金調達が困難となることや売却対象の投資先企業の業績が悪化することで、見込んでいる売却交渉が成立しなかったり遅延したりするリスクや、売却価格が下落するリスクがあります。

(c) プロジェクトの売却における想定されるリスク

経済環境の悪化により買手の資金調達が困難となり、見込んでいる売却交渉が成立しなかったり遅延したりするリスクや、売却価格が下落するリスクがあります。

(d) 既存投資先の評価における想定されるリスク

投資先企業の経営状態の悪化による、評価損や引当金の発生リスクがあります。

(e) プロジェクト投資における想定されるリスク

建設中のプロジェクトにおいては、政府や自治体の休業要請に伴い建設工事が中断されるリスクがあります。売電中の再生可能エネルギープロジェクトにおいては、消費電力量の減少に伴う出力抑制の増加リスクがあります。また、スマートアグリプロジェクトでは、外食産業向けの販売が顧客の休業により減少するリスクがあります。

(f) 当社の営業活動における想定されるリスク

当社の営業活動については、テレワークの導入により出社人数を約80%減少させており、社内感染リスクの低減に努めています。外部との面談も、現状、原則としてオンラインのみに制限しています。その結果、新規投資の開拓には支障が出ると予想されます。また、投資回収においても活動の効率が低下するリスクがあります。

二. 2021年3月期の業績見込値

2021年3月期の従来連結基準（注）による業績見込値は、上記の新型コロナウイルス感染症のリスクが実際に業績に与える影響が限定的であるという前提で、投資資産の売却で収益を計上することにより、親会社株主に帰属する当期純利益1.8億円、ROE2.5%を確保することを掲げております。誠に遺憾ながら、中期経営計画で目標としていた親会社株主に帰属する当期純利益7億円、ROE9%を下回る見込みですが、上記に記載した事業方針を実施することで、業績見込の達成に向けて鋭意努力してまいります。

(注) 従来連結基準

当社グループでは、2007年3月期より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 2006年9月8日 実務対応報告第20号）を適用し、当社グループで運営している投資事業組合等の一部を連結の範囲に加えて連結財務諸表等を作成しております。しかしながら、投資家及び株主の皆さまに、当社グループの経営成績及び財務状況を正しくご認識いただくためには、従来からの会計基準による財務諸表等の開示も必要と考えております。

以上のことから、従来の会計基準に従って、投資事業組合については、資産、負債及び収益、費用を外部出資者の持分を含まない当社及び関係会社の出資持分に応じて計上し、また、会社型ファンドについては連結の範囲から除いた連結財務諸表等を「従来連結基準」として、決算短信等において継続的に開示しております。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

日本とアジアにおいて、投資業務及び投資事業組合等のファンドの管理運営を主な業務として行っております。また、投資業務に付随する情報提供及びコンサルティング業務等も行っております。

投資の種類は2つあり、1つは、日本を含むアジア地域におけるベンチャー企業や中堅・中小企業等へ投資し、育成・支援を通じて投資先企業の企業価値を高め、当該投資資産の売却益を得ることを目的としたプライベートエクイティ投資です。もう1つは、再生可能エネルギーやスマートアグリ（植物工場）、ヘルスケア（高齢者向け施設、障がい者向け施設）、ディストリビューションセンター（物流施設）等のプロジェクトへ投資し、プロジェクトの運営による収益やプロジェクトの売却益を得ることを目的とした投資です。

(6) 主要な営業所 (2020年3月31日現在)

当社本社 東京都千代田区神田錦町三丁目11番地

国内拠点 当社

西日本オフィス（大阪府大阪市）

ジャイク事務サービス株式会社（東京都千代田区）

JAICシードキャピタル株式会社（東京都千代田区）

海外拠点 日亜投資諮詢（上海）有限公司（中国上海市）

蘇州日亜創業投資管理有限公司（中国蘇州市）

日亜（天津）創業投資管理有限公司（中国天津市）

瀋陽日亜創業投資管理有限公司（中国瀋陽市）

(7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)**① 企業集団の使用人の状況**

使用人数	前連結会計年度末比増減
38名	2名減

(注) 使用人数は就業員数であります。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
20名	2名減	48歳9ヶ月	13年3ヶ月

(注) 1. 使用人数は就業員数であります。
2. 上記以外に他会社への出向社員が9名おります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借入先	借入額 (百万円)
株式会社北海道銀行 (プロジェクトファイナンス)	6,094
株式会社三菱UFJ銀行	2,035
J A 三井リース株式会社 (プロジェクトファイナンス)	1,582
株式会社七十七銀行 (プロジェクトファイナンス)	712

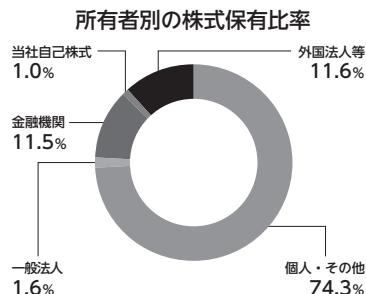
(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

2 会社の現況

(1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 37,536,200株
- ② 発行済株式の総数 17,884,392株
- ③ 株主数 9,117名
- ④ 主な株主の状況 (上位10名)



株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
FIRST EASTERN ASIA HOLDINGS LIMITED	1,509,045	8.52
大和証券株式会社	646,800	3.65
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	632,900	3.57
田島 哲康	514,900	2.90
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	338,000	1.90
株式会社 S B I 証券	321,680	1.81
松井証券株式会社	282,300	1.59
佐藤 栄康	220,000	1.24
株式会社三菱UFJ銀行	180,000	1.01
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	171,300	0.96

(注) 1. 上記表には当社の自己株式 (181,009株) は含めておりません。

2. 持株比率は、自己株式 (181,009株) を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2014年3月11日発行)	
発行決議日	2014年2月24日	
新株予約権の数	66個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	6,600株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注) 1円)
権利行使期間	2014年3月12日から 2044年3月11日まで	
新株予約権の主な行使条件	<p>①新株予約権の割り当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）を経過する日までの間に限り、新株予約権を一括してのみ行使できるものとする。</p> <p>②新株予約権者が死亡した場合は、新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、新株予約権を承継することができるものとし、当該被相続人が死亡した日の翌日から6ヶ月を経過する日までの間に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は新株予約権を相続することはできない。</p> <p>③その他の権利行使の条件については、株主総会及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。</p>	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額（円未満切り上げ）を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額1,080円の合計額に0.5を乗じて算出（円未満切り上げ）した資本組入額は541円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2014年7月15日発行)	
発行決議日	2014年6月30日	
新株予約権の数	33個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	3,300株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注)1円
権利行使期間	2014年7月16日から 2044年7月15日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額890円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は446円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2015年7月14日発行)	
発行決議日	2015年6月29日	
新株予約権の数	29個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	2,900株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注)1円
権利行使期間	2015年7月15日から 2045年7月14日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額580円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は291円となります。また、上記表中及び本注記の株式数及び金額は、当社が2015年10月1日付で株式10株につき1株の割合で実施した株式併合による調整を反映しております。

	2016年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2016年7月14日発行)	
発行決議日	2016年6月28日	
新株予約権の数		58個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	5,800株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注)1円
権利行使期間	2016年7月15日から 2046年7月14日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。
 なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額321円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は161円となります。

	2017年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2017年7月13日発行)	
発行決議日	2017年6月27日	
新株予約権の数		93個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	9,300株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注)1円
権利行使期間	2017年7月14日から 2047年7月13日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。
 なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額429円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は215円となります。

	2018年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2018年7月12日発行)	
発行決議日	2018年6月26日	
新株予約権の数		126個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	12,600株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注)1円
権利行使期間	2018年7月13日から 2048年7月12日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額331円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は166円となります。

	2019年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) (2019年7月12日発行)	
発行決議日	2019年6月26日	
新株予約権の数		125個
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	12,500株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権と引換えに払い込みは要しない。	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	100円 1円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	1円 (注)1円
権利行使期間	2019年7月13日から 2049年7月12日まで	
新株予約権の主な行使条件	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) と同一	

(注) 上記の「1株当たりの資本組入額」は上表に記載の株式の1株当たりの発行価格1円に0.5を乗じた額 (円未満切り上げ) を記載しております。なお、当該発行価格1円と1株当たりの新株予約権の帳簿価額263円の合計額に0.5を乗じて算出 (円未満切り上げ) した資本組入額は132円となります。

② 当事業年度末日における当社役員の保有状況

	名称	個数 (個)	保有者 (名)
取締役 (監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	2014年3月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	66	1
	2014年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	33	1
	2015年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	29	1
	2016年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	58	1
	2017年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	93	1
	2018年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	126	1
	2019年7月新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション)	125	2
社外取締役 (監査等委員であるものを除く)	—	—	—
監査等委員である取締役	—	—	—

③ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

④ その他新株予約権等の状況

当該事業年度末日において存在する新株予約権に関して、その他の重要な事項は次のとおりであります。

	2016年12月新株予約権 (業績連動型有償ストック・オプション) (2016年12月13日発行)	
発行決議日	2016年11月28日	
新株予約権の数	2,432個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数	普通株式 (新株予約権1個につき)	243,200株 100株)
新株予約権の払込金額	新株予約権1個につき	315円
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	新株予約権1個当たり (1株当たり)	50,400円 504円)
新株予約権の行使に際して株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項	1株当たりの発行価格 1株当たりの資本組入額	507.15円 253.58円
権利行使期間	2017年6月1日から 2022年6月30日まで	
新株予約権の主な行使条件	(注1)	
割当状況 当社取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く)	新株予約権の個数	1,349個 保有者 2名
当社従業員及び顧問	新株予約権の個数	1,083個 保有者 9名

(注1) 新株予約権の主な行使条件

- ① 新株予約権者は、2017年3月期、2018年3月期及び2019年3月期の各連結会計年度に係る当社が提出した決算短信に記載される従来連結基準(注2)の当社連結損益計算書における、親会社株主に帰属する当期純利益の額に応じて、次の各号に掲げる各連結会計年度の区分に従い、割当てを受けた新株予約権(以下「本新株予約権」という。)のうち当該各号に掲げる割合を限度として本新株予約権を行使することができる。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の新株予約権についてのみ行使することができるものとする。また、例えば国際財務報告基準の適用等の適用される会計基準の変更等により参照すべき親会社株主に帰属する当期純利益の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき指標を当社取締役会で定めるものとする。

a) 2017年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準(注2)の親会社株主に帰属する当期純利益の額(当期純損失の場合は零とみなす)を20億円で除した割合を、2017年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数が、新株予約権者が2017年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が2017年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

b) 2018年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準（注2）の親会社株主に帰属する当期純利益の額（当期純損失の場合は零とみなす）を20億円で除した割合を、2018年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数と、上記a)に基づき行使可能となった本新株予約権の数が、合算して新株予約権者が2018年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が2018年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

c) 2019年3月期連結会計年度

新株予約権者が割当てを受けた本新株予約権の総数のうち、従来連結基準（注2）の親会社株主に帰属する当期純利益の額（当期純損失の場合は零とみなす）を20億円で除した割合を、2019年3月期の決算短信の提出日の翌月1日から行使期間の末日までの間に行使することができる。ただし、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の数と、上記a)及びb)に基づき行使可能となった本新株予約権の数が、合算して新株予約権者が2019年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を超える場合には、新株予約権者が2019年3月期の決算短信の提出日の翌月1日時点で保有する本新株予約権の数を限度とする。

- ② 本新株予約権の割当てを受けた者（以下「本新株予約権者」という。）は、本新株予約権の行使時においても、当社又は関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則において規定される関係会社をいう。）の取締役又は使用人の地位にあること（以下「権利行使資格」という。）を要する。ただし、権利行使資格を有しない場合であっても、行使期間中であって、かつ、当社取締役会が正当な理由があると認める場合には行使することができるものとする。
- ③ 本新株予約権者が死亡したときは、その直前において当該本新株予約権者が上記②の権利行使資格を満たしており、かつ、下記④に該当する事由がない場合には、本新株予約権者の法定相続人のうち1名（以下「権利承継者」という。）に限り、本新株予約権を承継することができるものとし、行使期間の初日又は本新株予約権者が死亡した日の翌日のいずれか遅い日から6ヶ月を経過する日まで（ただし、行使期間の末日までとする。）の間に限り、行使の時点で上記①の条件を満たす本新株予約権を一括してのみ行使することができるものとする。なお、権利承継者につき相続が開始された場合、その相続人は本新株予約権を相続することはできない。
- ④ 本新株予約権者に法令、当社の定款若しくは当社の社内規則の重大な違反となる行為があった場合（本新株予約権者が刑事上罰すべき行為により有罪判決を受けた場合、会社法第423条の規定により当社に対して損害賠償義務を負う場合、及び懲戒解雇された場合を含むがこれに限られない。）、又は本新株予約権の付与の目的上本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが相当でない事由として当社取締役会が定める事由が生じた場合は、当該本新株予約権者は、以降本新株予約権を行使することができないものとする。
- ⑤ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- ⑥ 上記③の場合を除き、本新株予約権者は、一度の手續において、付与された本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権1個の一部につき行使することはできない。
- ⑦ その他の権利行使の条件については、取締役会決議に基づき、当社と本新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによるものとする。

(注2) 従来連結基準

当社グループでは、2007年3月期より、「投資事業組合に対する支配力基準及び影響力基準の適用に関する実務上の取扱い」（企業会計基準委員会 2006年9月8日 実務対応報告第20号）を適用し、当社グループで運営している投資事業組合等の一部を連結の範囲に加えて連結財務諸表等を作成しております。しかしながら、投資家及び株主の皆さまに、当社グループの経営成績及び財務状況を正しくご認識いただくためには、従来からの会計基準による財務諸表等の開示も必要と考えております。

以上のことから、従来からの会計基準に従って、投資事業組合については、資産、負債及び収益、費用を外部出資者の持分を含まない当社及び関係会社の出資持分に応じて計上し、また、会社型ファンドについては連結の範囲から除いた連結財務諸表等を「従来連結基準」として継続的に開示しております。

(3) 会社役員 の 状況

① 取締役 の 状況 (2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
取締役会長	川俣 喜昭	社外取締役、取締役会議長、マニユライフ生命保険(株) 社外取締役
代表取締役社長	下村 哲朗	証券市場室管掌
取締役 執行役員	八田 正史	新エネルギー投資グループ管掌
取締役 (監査等委員長)	大森 和徳	
取締役 (監査等委員)	安川 均	社外取締役
取締役 (監査等委員)	沼波 正	社外取締役、エヌエヌ生命保険(株) 社外取締役 (監査等委員)
取締役 (監査等委員)	片桐 春美	社外取締役、(株)タムロン 社外取締役、森トラスト総合リート投資法人 監督役員

- (注) 1. 取締役会長の川俣喜昭氏並びに取締役 (監査等委員) の安川均氏、沼波正氏及び片桐春美氏は社外取締役であります。
2. 取締役 (監査等委員) の片桐春美氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は、取締役会長の川俣喜昭氏並びに取締役 (監査等委員) の安川均氏、沼波正氏及び片桐春美氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 責任限定契約の内容の概要
当社と社外取締役川俣喜昭氏及び各監査等委員は会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

② 取締役 の 報酬等 の 総額

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬	株式報酬型ストックオプション	
取締役 (監査等委員であるものを除く) (うち社外取締役)	103百万円 (21百万円)	100百万円 (21百万円)	3百万円 (-)	3名 (1名)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	41百万円 (25百万円)	41百万円 (25百万円)	-	4名 (3名)
合計 (うち社外役員)	145百万円 (46百万円)	141百万円 (46百万円)	3百万円 (-)	7名 (4名)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2015年6月25日開催の第34期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）について年額210百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、2019年6月26日開催の第38期定時株主総会において取締役（監査等委員）について年額50百万円以内と決議いただいております。また、当該年額210百万円の範囲内で、2015年6月25日開催の第34期定時株主総会において、取締役（監査等委員であるものを除く。）に対するストック・オプション（株式報酬型ストック・オプション）としての新株予約権による報酬についても決議いただいております。

ロ. 社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額

該当事項はありません。

③ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役川俣喜昭氏はマニユライフ生命保険(株)の社外取締役を兼務しております。当社と当該兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役沼波正氏はエヌエヌ生命保険(株)の社外取締役（監査等委員）を兼務しております。当社と当該兼職先との間には特別の利害関係はありません。

取締役片桐春美氏は(株)タムロン社外取締役、及び森トラスト総合リート投資法人監督役員を兼務しております。当社と当該兼職先との間には特別の利害関係はありません。

ロ. 会社又は会社の特定関係事業者の業務執行者又は業務執行者でない役員との親族関係

該当事項はありません。

八. 当事業年度における主な活動状況

	活動状況
取締役会長 川俣 喜昭	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回に出席致しました。企業経営の経験と高い見識に基づき、当社の業務執行に関する意思決定において妥当性を確保するために、適宜、必要な発言を行っております。また、取締役会の議長として取締役会での議論を活性化させ、議案審議の実効性を強化しています。
取締役（監査等委員） 安川 均	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会16回のうち16回に出席致しました。当社とは異なる事業分野での企業経営の経験に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、また、監査等委員会において適切な監査を行うために、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 沼波 正	当事業年度に開催された取締役会17回のうち17回、監査等委員会16回のうち16回に出席致しました。経済や金融に関する高い見識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、また、監査等委員会において適切な監査を行うために、適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員） 片桐 春美	当社の取締役就任後に当事業年度に開催された会議のうち、取締役会12回のうち12回、監査等委員会12回のうち12回に出席致しました。会計に関する高い見識に基づき、取締役会において取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するために、また、監査等委員会において適切な監査を行うために、適宜、必要な発言を行っております。

注：片桐春美氏の取締役会及び監査等委員会の出席状況は、2019年6月26日付の当社取締役（監査等委員）就任以降に開催された取締役会及び監査等委員会の出席状況を記載しております。

(4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	支払額 (百万円)
1. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	37
2. 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 (上記1.を含む。)	47

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の額を区分しておりませんが、上記1.の金額には「金融商品取引法」に基づく監査の報酬等を含めております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を致しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、日亜投資諮詢（上海）有限公司、蘇州日亜創業投資管理有限公司、瀋陽日亜創業投資管理有限公司、日亜（天津）創業投資管理有限公司及び4ファンドは、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査（会社法又は金融商品取引法（これらの法律に相当する外国の法令を含む。）の規定によるものに限る。）を受けております。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員である取締役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(5) 業務の適正を確保するための体制

2020年3月31日現在における、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての、決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 基本方針策定に関する考え方

イ. 当社は、以下を経営理念としている。

「日本とアジアをつなぐ投資会社として、少子高齢化が進む社会に安心・安全で質と生産性の高い未来を創ります。」

当社は、この経営理念の下、業務の適正を確保するため、内部統制システム構築の基本方針を定める。

ロ. 当社の内部統制システムは、中期経営計画などの事業全体の戦略策定に適用され、業務の有効性・効率性、計算書類やその他の適時開示情報の信頼性・関連法規や企業倫理の遵守といった経営目的の達成を保証する枠組みとなるものである。

② 当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. 取締役は、当社及び当社子会社における企業倫理の確立、並びに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程の遵守の確保を目的として制定した「私たちの行動規範」を率先垂範するとともに、その遵守の重要性につき繰り返し情報発信することにより、周知徹底を図る。

ロ. 管理グループ管掌取締役又は執行役員をコンプライアンス担当取締役又は執行役員とする。コンプライアンス担当取締役又は執行役員は、取締役及び使用人の法令遵守意識の定着と運用の徹底を図るため、コンプライアンス・マニュアルを制定し、説明会や個別相談など必要な諸活動を推進し、管理する。

ハ. 各組織単位及び各業務単位の責任者は、日々の業務を遂行する際、その行動基準を遵守し、法令遵守体制の整備及び推進に努める。

ニ. 内部監査室は、各組織単位及び各業務単位の法令及び定款の遵守体制の有効性について監査を行い、被監査部署からその改善状況の報告を義務付けることで、実効性を高める。

③ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 当社は取締役会を設置する。取締役会は、原則月1回の定例のほか必要に応じて臨時に開催し、経営の基本方針及び経営計画その他業務執行に関する重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。

ロ. 取締役会に加え、経営会議を原則月2回以上、投資委員会を原則週1回開催する。経営会議は、業務執行の強化を図ることを目的とする機関である。取締役会が定めた経営の基本方針及び経営計画に基づく業務執行に関する意思決定に関し、取締役会から権限を委譲された業務執行取締役が自身で業務執行の意思決定をする上で、より適切な経営判断・業務執行の決定が可能となるよう、構成員からの意見参酌を行う場であり、また、業務執行取締役から権限を委譲された執行役員を含めた情報共有の場である。監査等委員以外の取締役、部門を管掌する執行役員及び1名以上の監査等委員によって構成する。

投資委員会は、営業上の投融資に関する事項を決裁する機関であり、経営会議においてその決裁方法や構成員等会議の運営ルールを決定の上、当該ルールに則り運営する。

- ハ. 取締役が経営及び業務運営の全般について関与し、行動できるよう、業務遂行責任及び収益責任を持つ組織単位としてグループ又は室を設け、また、グループ内に一定の業務単位を設置する。業務執行取締役及び執行役員は、それぞれ組織を管掌又は業務を担当する。業務執行取締役は、執行役員及び各業務単位の責任者（以下、「責任者等」）に一定の権限を委譲し、執行役員及び責任者等の業務執行状況を監督し、経営的な観点から助言・指導を行う。また、執行役員及び責任者等は、自身の業務を補佐するよう、必要に応じて各種下級職位者に対し、各業務単位の運営における課題解決や各業務単位の戦略立案とその執行を担当させる。
- 二. 業務執行取締役及び執行役員はファンドを担当する。業務執行取締役及び執行役員がその担当するファンド業務を円滑に遂行するため、経営会議にてファンド毎にファンドマネージャーを選任する。ファンドマネージャーは、投資組入及び投資回収等についてファンドの観点から確認することで、ファンドパフォーマンス及び出資者への説明責任を負う。

④ 当社の取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 取締役会には、取締役会事務局を設置する。
- ロ. 取締役会事務局は、議長の命を受けて取締役会の開催、議事録の作成・保管その他取締役会に関する事務に当たる。各取締役が報告した業務執行状況資料及び取締役会議事録については、取締役（監査等委員である者を含む）が常時閲覧できるようにし、取締役会議事録は10年間保管する。また、その他の全社的な文書保管の体制については文書管理規程に定める。

⑤ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 組織単位及び各業務単位には、業務執行においてリスク事象の認識を含む重要事項につき各組織や業務を管掌又は担当する取締役及び執行役員又は責任者等への報告及び決裁機関への付議・報告等を義務付ける。また、業務執行の過程においては、各管掌又は担当取締役、各管掌又は担当執行役員、各責任者等、及び各業務の管理を担当する組織単位及び各業務単位が統制活動を行う。
- ロ. 情報管理を適切に行うため、インサイダー取引管理規程及び情報セキュリティ管理規程を制定し、執行役員又は各責任者等をインサイダー情報管理責任者及び情報管理責任者とし、業務等に関する重要事実等の情報の管理を義務付ける。
- ハ. 経営危機管理を体系的に規定するため、経営危機管理規程を制定する。

⑥ 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に対する体制
子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき、適宜予算の達成及び財務の状況等並びに業務報告をさせる。

- . 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社については、関係会社管理規程を制定し、これに基づき管理する。加えて、当社のインサイダー取引管理規程、情報管理規程及び経営危機管理規程は子会社にも適用される。
- ハ. 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
極めて重要性の乏しい子会社を除き、最低1名当社の取締役あるいは幹部職員が各子会社の役員に就任し、当該子会社の職務の執行が効率的に行われることを確保するように監督をする。
- 二. 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社の役員には、行動基準を定め、これを遵守させる。上記「②当社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制」の対象には子会社を含む。

⑦ 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制と当該使用人の取締役からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- イ. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、内部監査室に所属する使用人の中から適切なスタッフを配置する。
- . 上記スタッフの人事に関しては、業務執行者からの独立性及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性を確保すべきことに留意して、監査等委員会の同意を必要とする。

⑧ 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらから報告を受けた者が監査等委員会に報告するための体制、当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないことを確保するための体制並びにその他の監査等委員会への報告に関する体制

- イ. 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役、監査役、使用人又はこれらから報告を受けた者は、あらかじめ定められた監査等委員会に対する報告事項について、監査等委員会の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。
- . 監査等委員である取締役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から業務の報告を聴取し、必要に応じて子会社の調査を行い、取締役の職務執行に関しての適法性、妥当性の監査を行う。
- ハ. 上記イ. 及び□. において監査等委員会に対し報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう、上記②イ. に定める「私たちの行動規範」等により、コンプライアンスの重要性やパワーハラスメントの禁止を周知徹底する。また、コンプライアンス相談制度では、相談した者が相談をしたことを理由として不当な取り扱いを受けないよう匿名性が確保されており、その結果は監査等委員会に報告される。

⑨ 当社の監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針及び手続に関する事項

当社の取締役会は、監査等委員会が監査等委員会の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関して要請を行った場合には、監査等委員会の職務執行に必要でないと明らかに認められた場合を除き、速やかに対応する。

⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 監査等委員会は、より効率的な監査を実施できるよう、内部監査及び会計監査のスケジュールや方法及び結果について情報共有を図る。内部監査室とは定例会合を持ち、会計監査人からの報告を受け、意見交換を行う。また、必要に応じて会計監査人の往査・監査講評に立ち会う。
- ロ. 監査等委員会は、必要に応じて、代表取締役社長と定例会合を持つ。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は上記(5)の業務の適正を確保するための体制に基づいた運用を実施しております。当連結会計年度に実施した当社グループにおける内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する取り組み

代表取締役自らが役職員にコンプライアンスの必要性を説明し、その周知徹底を図っております。また、コンプライアンス・マニュアルを社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、コンプライアンス相談制度やコンプライアンス社外通報制度の内容を社内に通達することで活用を促しました。

② リスク管理に関する取り組み

取締役会、経営会議、及び投資委員会を社内規程どおり開催し、業務執行に関する事項に関してその重要性や性質に基づき、適宜承認し、又は、報告を受けました。また、これらの社内規程を適宜改訂し、その内容を社内に通達することで、周知徹底を図りました。加えて、リスク管理委員会を開催し、リスクの洗い出し及び評価、並びに、対応策の検討とその実施状況の確認を行いました。

③ 企業グループにおける業務の適正の確保に関する取り組み

子会社から予算、実績、業務遂行状況に関する報告を適宜受け、その監督を行いました。

④ 監査等委員会の監査の実効性確保に関する取り組み

監査等委員会の職務を補助する使用人として内部監査室長を配置し、監査等委員会と毎月報告会を開催致しました。また、監査等委員会は、必要に応じて代表取締役及びその他役員と会合を持ち、必要な報告を受け、意見を交換致しました。加えて、監査等委員会に使用人を招聘し、必要な報告を受けました。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第39期 (2020年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	13,767
現金及び預金	4,520
営業投資有価証券	9,848
投資損失引当金	△1,574
営業貸付金	204
その他	767
固定資産	14,780
有形固定資産	12,119
建物及び構築物	12
機械及び装置	8,452
車両運搬具及び工具器具備品	7
土地	87
建設仮勘定	3,559
無形固定資産	1,719
発電設備開発権利金	1,491
その他	228
投資その他の資産	941
投資有価証券	386
破産更生債権等	64
その他	509
貸倒引当金	△18
資産合計	28,548

科目	第39期 (2020年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	3,876
短期借入金	1,403
1年内償還予定の社債	540
未払費用	1,756
未払法人税等	80
賞与引当金	64
その他	31
固定負債	15,955
長期借入金	15,390
繰延税金負債	10
退職給付に係る負債	123
資産除去債務	431
負債合計	19,832
純資産の部	
株主資本	6,871
資本金	5,426
資本剰余金	3,408
利益剰余金	△1,608
自己株式	△353
その他の包括利益累計額	347
その他有価証券評価差額金	194
為替換算調整勘定	152
新株予約権	25
非支配株主持分	1,472
純資産合計	8,716
負債純資産合計	28,548

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結損益計算書

(単位：百万円)

科目	第39期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
営業収益	3,950
営業原価	1,956
営業総利益	1,993
販売費及び一般管理費	1,277
営業利益	716
営業外収益	32
受取利息	9
受取配当金	4
為替差益	2
投資事業組合運用益	6
業務受託料	3
設備賃貸料	3
雑収入	2
営業外費用	307
支払利息	305
雑損失	2
経常利益	441
特別利益	189
投資有価証券売却益	173
関係会社株式売却益	4
その他	11
特別損失	2
投資有価証券償還損	2
税金等調整前当期純利益	628
法人税、住民税及び事業税	23
当期純利益	604
非支配株主に帰属する当期純利益	261
親会社株主に帰属する当期純利益	343

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

連結株主資本等変動計算書

第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年4月1日 残高	5,426	3,408	△1,952	△353	6,528
連結会計年度中の変動額					
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	343	—	343
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—
連結会計年度中の変動額合計	—	—	343	—	343
2020年3月31日 残高	5,426	3,408	△1,608	△353	6,871

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主分	純資産合計
	その他有価証券評価差額	為替調整	換算	その他の利益累計額			
2019年4月1日 残高	71	195		267	21	1,583	8,400
連結会計年度中の変動額							
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	343
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	122	△43		79	3	△110	△27
連結会計年度中の変動額合計	122	△43		79	3	△110	315
2020年3月31日 残高	194	152		347	25	1,472	8,716

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

計算書類

貸借対照表

(単位：百万円)

科目	第39期 (2020年3月31日現在)
資産の部	
流動資産	14,597
現金及び預金	3,506
営業投資有価証券	11,696
投資損失引当金	△1,092
営業貸付金	294
未収入金	147
その他	45
固定資産	820
有形固定資産	26
建物	12
工具、器具及び備品	4
土地	9
無形固定資産	13
その他	13
投資その他の資産	780
投資有価証券	246
関係会社株式	373
破産更生債権等	64
その他	113
貸倒引当金	△18
資産合計	15,418

科目	第39期 (2020年3月31日現在)
負債の部	
流動負債	729
1年内返済予定の長期借入金	513
未払費用	62
未払法人税等	69
賞与引当金	58
その他	24
固定負債	7,787
長期借入金	7,653
退職給付引当金	123
繰延税金負債	10
負債合計	8,516
純資産の部	
株主資本	6,513
資本金	5,426
資本剰余金	3,507
資本準備金	1,426
その他資本剰余金	2,081
利益剰余金	△2,066
その他利益剰余金	△2,066
繰越利益剰余金	△2,066
自己株式	△353
評価・換算差額等	363
その他有価証券評価差額金	363
新株予約権	25
純資産合計	6,901
負債純資産合計	15,418

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

損益計算書

(単位：百万円)

科目	第39期 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)
営業収益	2,565
営業原価	1,393
営業総利益	1,171
販売費及び一般管理費	949
営業利益	222
営業外収益	24
受取利息	3
受取配当金	4
為替差益	1
投資事業組合運用益	6
業務受託料	3
設備賃貸料	4
雑収入	0
営業外費用	153
支払利息	153
経常利益	93
特別利益	180
投資有価証券売却益	173
その他	6
特別損失	19
投資有価証券償還損	2
関係会社株式評価損	13
関係会社清算損	3
その他	0
税引前当期純利益	253
法人税、住民税及び事業税	5
当期純利益	248

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

株主資本等変動計算書

第39期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
2019年4月1日 残高	5,426	1,426	2,081	3,507	△2,315	△2,315	△353	6,264
事業年度中の変動額								
当期純利益	—	—	—	—	248	248	—	248
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	—	—	—	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	—	—	—	248	248	—	248
2020年3月31日 残高	5,426	1,426	2,081	3,507	△2,066	△2,066	△353	6,513

	評価・換算差額等				新株予約権	純資産合計
	その他 評価	有価証券 評価差額	評価・換算 差額等	換算計		
2019年4月1日 残高		323		323	21	6,610
事業年度中の変動額						
当期純利益		—		—	—	248
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)		39		39	3	42
事業年度中の変動額合計		39		39	3	290
2020年3月31日 残高		363		363	25	6,901

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員 公認会計士 吉田 亮一 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 森田 高弘 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本アジア投資株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月21日

日本アジア投資株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 吉田 亮一 ㊞
指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森田 高弘 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本アジア投資株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第39期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- (2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

日本アジア投資株式会社 監査等委員会

監査等委員 大森 和徳 ㊟

監査等委員 安川 均 ㊟

監査等委員 沼波 正 ㊟

監査等委員 片桐 春美 ㊟

(注) 監査等委員安川 均、沼波 正及び片桐 春美は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for handwriting practice.

株主の皆さまへ

トピックス1：IPOの実績



株式会社ステムリム

2019年8月9日
東証マザーズ上場

株式会社ピー・
ビーシステムズ

2019年9月12日
福証Q-Board上場

Fangdd Network
Group Ltd.

2019年11月1日
NASDAQ グローバル上場

株式会社リグア

2020年3月13日
東証マザーズ上場

トピックス2：新規設立ファンドのご紹介

名称	JAICソーラー2号投資事業有限責任組合	
ファンド運営者	JAIC・キャピタル・パートナーズ株式会社（当社100%子会社）	
ファンド出資者 及び出資比率	無限責任 組合員	JAIC・キャピタル・パートナーズ株式会社（出資比率0.07%）
	有限責任 組合員	当社（出資比率0.07%）、その他2社（出資比率99.85%）
ファンド総額	1,359百万円	
投資対象	稼働済みメガソーラープロジェクト	
設立日	2020年3月4日	

2020年3月、JAICソーラー2号投資事業有限責任組合を設立しました。このファンドの投資対象は稼働済みのメガソーラー発電所です。

当社グループが保有していた6件、合計14.2MWの発電所を投資対象として、ファンドの投資家に向けて募集を行いました。その結果、発電所の設計、売電実績、メンテナンス状況等に対して出資者から評価を受けることができたため、ファンドの設立に至りました。

トピックス3：プロジェクト投資の実績

1. 売電を開始したプロジェクトのご紹介



広野ソーラーパーク
所在地：福島県双葉郡広野町
最大出力：2.7 MW
買取価格 (FIT)：40円/kWh (税抜)

紋別市弘道太陽光発電所
所在地：北海道紋別市
最大出力：15.7 MW
買取価格 (FIT)：40円/kWh (税抜)

横津の丘太陽光発電所
所在地：北海道亀田郡七飯（ななえ）町
最大出力：2.0 MW
買取価格 (FIT)：36円/kWh (税抜)

2. 高齢者向け施設への投資実績



完成イメージ図

2020年2月、東京都江東区東雲一丁目における大規模複合型高齢者施設の建設プロジェクトに投資を行いました。このプロジェクトは、ヘルスケア分野で豊富な実績を有するAIPヘルスケアジャパン合同会社により企画されたものです。定員100名の規模に及ぶ介護付き老人ホームに加え、医療モール、民間学童保育、総合スーパーが出店予定です。当社は、同プロジェクトの総工費の一部を投資しました。同施設は、完成後一定期間を経て売却される計画です。

トピックス4：戦略的投資の事例

1. ソーシャルインクルー株式会社



静岡県浜松市のグループホーム



ソーシャルインクルー(株)は障がい者向けグループホームを全国で運営しています。グループホームでは、10名から20名程度の身体・知的・精神障がい者が、24時間常駐の世話人の支援を受けながら共同生活をします。当社は、静岡県浜松市、栃木県宇都宮市、広島県広島市の3箇所の建設プロジェクトを手掛けているほか、ソーシャルインクルー(株)にも投資を行い、その成長を支援しています。

2. KICホールディングス株式会社



KIC厚木ディストリビューションセンター完成イメージ図

KIC越谷ディストリビューションセンター完成イメージ図



KICホールディングス(株)は、ディストリビューションセンター（物流施設）の開発を手掛ける会社です。主に中規模から大規模のディストリビューションセンターについて、事業開発に関わるデューデリジェンス、不動産の取得、ファイナンス、管理計画立案、アセットマネジメントに至る包括的かつ緻密なサービスを提供しています。当社は、埼玉県越谷市、神奈川県厚木市のプロジェクトに投資をしているほか、KICホールディングス(株)にも投資を行い、その成長を支援しています。

株主総会会場ご案内図

〒102-0073東京都千代田区九段北1-8-10
住友不動産九段ビル3階 ベルサール九段



交通のご案内

「九段下」駅「5番出口」徒歩5分(東京メトロ半蔵門線・都営地下鉄新宿線)

「九段下」駅「7番出口」徒歩3分(東京メトロ東西線)

※駐車場・駐輪場はございません。公共の交通機関をご利用ください。

(ご来場の株主様におかれましては、表紙の「新型コロナウイルス感染症対策に関するお知らせ」をご覧ください。)